



令和5年度第3回神奈川県保健医療計画推進会議 資料7-1

協議：病院等の開設等に関する指導要綱の改正について

【目次】

- 1 これまでの経緯
- 2 県要綱における病床の取扱い
- 3 これまでの「適用除外」による病院の継承
- 4 前回会議でお示しした「改正に向けた方向性」
- 5 「改正に向けた方向性」等に対するご意見と対応
- 6 主な改正点
- 7 スケジュール

1 これまでの経緯

- 令和4年度第2回医療審議会にて、病院の継承に関する議論を行った際、「病院等の開設等に関する指導要綱（以下、「要綱」という。）」第7条に規定する「適用除外」の解釈において、『病院の継承を「親族への継承等」との規定で読み込むことには無理があるため、定義を明確にすべきでは』とのご意見をいただきました。
- このため、改めて、事務局で検討した結果、要綱を改正すべきとの考えに至ったため、本資料では、要綱改正（案）についてご説明します。

2 県要綱における病床の取扱い

- 本県では、要綱において、病床の取扱いについて次のとおり整理している。

病院等の開設等に関する指導要綱上の整理

原則

- ・病院が廃止された場合、病床は返上
- ・当該地域の既存病床数が基準病床数を上回る病床整備は不可

適用除外 (7条)

- (1) **開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等**により開設者が変更する場合で、病院等の運営が継続し、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更が伴わないとき
 - (2) **同一の医療圏内で同一開設者が病院等の開設場所を変更**する場合
(病床数の増加及び病床種別の変更を伴わないとき)
 - (3) **同一の医療圏内で同一開設者が病院等間の病床数の移動**を行う場合
(病床数の増加及び病床種別の変更を伴わないとき)
 - (4) **特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合**に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき
- * ただし、医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴く。

3 これまでの「適用除外」による病院の継承

- これまで、要綱第7条に規定する「適用除外」に明示された要件には該当しないが、その病院等が廃止することによって、入院患者の転院先が確保できず地域医療に重大な影響を生じることが懸念される場合、地域医療構想調整会議及び保健医療計画推進会議に意見を聴いた上で、知事が「適用除外」とするか否かを決定してきた（＝親族への継承等の「等」で読み込むこととしてきた）。

【過去に「適用除外」として病院の継承を認めた主な案件】

時期	医療機関名	二次医療圏	病床数	適用除外となった背景
平成27年10月	浦賀病院	横須賀・三浦	合計 99床 ・一般 60床 ・療養 39床	<ul style="list-style-type: none"> 一部市域に病院の空白地帯が生じる 横須賀市からの強い要望
平成28年10月	横浜逓信病院	横浜北部	一般 93床	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川区の一般病床の約15%を占めており、地域住民への影響大 横浜市からの要望
平成28年12月	川崎田園都市病院	川崎北部	合計 305床 ・療養 194床 ・精神 111床	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者を地域医療機関で受け入れることが困難 川崎市からの要望（正確には依頼文）
同上	横浜田園都市病院	横浜北部	療養 375床	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者を地域医療機関で受け入れることが困難 地元医師会等から横浜市あて嘆願書
令和4年10月	東海大学大磯病院	湘南西部	一般 312床	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示病院かつ中郡唯一の救急病院であり、救急体制への影響大 大磯町、二宮町からの要望
令和5年3月	東芝林間病院	相模原	一般 199床	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急で大きな役割を担っており影響大 相模原市からの要望

4 前回会議でお示しした「改正に向けた方向性」

- 先例を踏まえ、病床を継承できる場合を明確化するため指導要綱を次のとおり改正する。
 - ① **要綱第7条第1項第1号**
「**病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等**」を
「**病院等の開設者の医療法人化、親族への継承**」とする。
 - ・併せて、減床の場合は事前協議が不要だが、病院から診療所に変更する場合の規定がないため**要綱第7条第1項に規定する「適用除外」の項目（資料3ページの表参照）に(5)として「病床数の減少により、病院から有床診療所に変更するとき」を加える。**
 - ② 「**適用除外**」とするか否かを協議する場合として次の**要件を加える**。
 - ・当該病院等が廃止されることによって入院患者の転院先が確保できず、その他地域医療に重大な影響（救急医療体制が維持できない場合等）が生じることが懸念される場合
かつ
 - ・地域の自治体又は医師会や病院協会からの要望がある場合

5 「改正に向けた方向性」等に対するご意見と対応

7/28県保健医療計画推進会議におけるご意見	対応
<p>地域医療に重大な影響が生じることが懸念される場合、これは特に救急医療体制ということなので了解できるが、「入院患者の転院先が確保できず」というのは、時間をかければ恐らく確保できるので、条件を多くするより、地域医療に重大な影響ということだけでもいいのではないか。</p>	<p>開設者変更の協議について新たに定める第8条の条文から「入院患者の転院先が確保できず」という文言を削除</p>

※各地域医療構想調整会議等では特にご意見はなかった。

【参考】その他意見	対応
<p>医療法人の合併についての取扱いはどうなるのか。</p>	<p>【医療法人の合併】 医療法第58条の5（または第59条の3）に「吸収合併消滅医療法人（または新設合併消滅医療法人）の権利義務を承継する」と規定されているため、病床を含む開設許可がそのまま承継される。 【医療法人の分割】 医療法第60条の6（または第61条の4）に「吸収分割医療法人（または新設分割医療法人）の権利義務を承継する」と規定されているため、病床を含む開設許可がそのまま承継される。</p>

6 主な改正点①

改正（案）	現行
<p>(適用除外) 第7条 (略)</p> <p>(1) 病院等の開設者の医療法人化、親族への<u>承継</u>により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 病床数の減少により、病院から有床診療所に変更するとき。</u></p> <p><u>(6) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院に該当するとき。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(適用除外) 第7条 (略)</p> <p>(1) 病院等の開設者の<u>倒産、死亡</u>、医療法人化、親族への<u>継承等</u>により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p>

(考え方)

- ・ 前回お示しした「改正に向けた方向性」を基本として改正する。
- ・ 併せて、(5)として病床数の減少により病院から診療所に変更する場合、加えて、(6)として既存病床数に算定されない場合を適用除外の取扱いとすることを明文化する。
- ・ なお、「継承」という文言について、医療法人の合併や分割に関する規定（医療法第58条の5等）では、「承継」という文言を用いているため、同条の文言と統一し「承継」と規定することとする。

6 主な改正点②

改正（案）	現行
<p><u>（開設者変更の協議）</u></p> <p><u>第8条 開設者の変更のうち、前条第1項第1号の規定に該当しない場合であつて、その開設する病院が廃止することによって、救急医療体制が維持できない等地域医療に重大な影響が生じる懸念があるとして、地域の関係団体（自治体若しくは医師会又は病院協会等）から医療機能の継続が要望された場合について、知事は、その医療機能の継続の必要性について、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議（精神病床を有する場合は神奈川県精神保健福祉審議会）の意見を確認し、その結果を踏まえて事前協議を要しないものとするか否かを決定する。なお、結果は神奈川県医療審議会へ報告する。</u></p> <p><u>2 開設場所が政令3市の区域内である場合にあるときは、政令3市の長は、必要に応じて各市審議会等の意見を聴き、知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の決定について保健所設置6市の長に通知するものとする。</u></p>	（新設）

（考え方）

- ・ 前回お示しした「改正に向けた方向性」を基本としつつ、県保健医療計画推進会議でいただいたご意見を踏まえ、「入院患者の転院先が確保できず」という文言は削除のうえ改正する。

7 今後のスケジュール（予定）

日程	対応	内容
10月3日	第3回県保健医療計画推進会議	改正内容を提示、意見聴取
10月20日	第1回県医療審議会	改正内容の報告
10月下旬	指導要綱改正・施行	県保健医療計画推進会議、県医療審議会でのご意見を踏まえ指導要綱を改正し、各保健所設置市等に通知

説明は以上です。